

無料低額診療事業の

Q & A

Q1 医療費のどれくらいが免除されるの？

A 患者様の状況に応じ、医療費の一部または全額が免除されます。

Q2 免除の対象になる診療費は？

A 丹後中央病院で行われた外来・入院にかかった保険診療の自己負担額及び入院時やむを得ず生じた室料等が対象となります。

Q3 対象者の基準ってあるの？

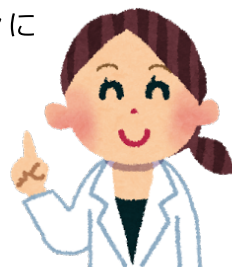
A 患者様の生活状況によりますが、国で定める生活保護法による生活保護基準の概ね130%以下の収入の方を基準と考えています。

Q4 申請に必要なものは？

A 印鑑および無料低額診療事業の基準に合うかどうか確認するために所得証明や源泉徴収等をお預かりする事もあります。

無料低額診療事業とは…

社会福祉法第2条第3項に基づき
経済的理由により
適切な医療を受けられない方々に
医療費の一部または全額を
免除させていただく事業です。



患者相談窓口のご案内

電話 公益財団法人丹後中央病院
0772-62-0791 (代表)
地域連携相談部 / 医療福祉相談室
0772-62-7730

相談時間 月・水・金曜日 9:00～19:00
火・木曜日 9:00～17:00
第2・4土曜日 9:00～12:00
※上記時間以外は相談の上検討いたします

責任者：藤居一洋

アクセス



公益財団法人 丹後中央病院

〒627-8555 京都府京丹後市峰山町杉谷158-1
TEL: 0772-62-0791 FAX: 0772-62-5897
E-mail: info@tangohp.com
Web: http://www.tangohp.com

医療費のお支払いで お困りの方

無料低額診療事業のご案内



公益財団法人 丹後中央病院 医療福祉相談室

無料低額診療事業は このような方のために…



- ✓ 保険証がない方（短期保険証、資格証明書をお持ちの方）
- ✓ 病気や障害が原因で収入がなくなった方
- ✓ 職を失って一時的に収入がなくなった方
- ✓ 医療費の支払いをすると生活が困難になる方
- ✓ その他（破産者・DV被害者等）

無料低額診療事業の目的



社会的・経済的な理由により医療を受けられず困っておられる方が
この事業を利用し**適切な医療を受ける事**により
再び**自立した生活を送れるよう支援する事**を目的としています。

注) 他の公的制度の適用が可能な場合はその手続きを依頼する事があります。
この事業の適用が困難な場合においても医療費の支払いや当面の生活について一緒に考えさせていただきます。

手続きのしかた

step 1 医療福祉相談室へ

正面受付でお声かけいただくか、
医療福祉相談室
までご連絡ください。



step 2 相談

相談室にて医療ソーシャルワーカーが生活状況をお伺いします。相談の中で、事業の基準に合うかどうか所得証明等の資料のご提出をお願いすることがあります。ご相談いただいた内容は個人情報保護法に基づき厳重に管理いたします。

step 3 審査

お伺いした生活状況や所得証明等を基にこの事業の適用が必要かどうか審査いたします。

step 4 適用

この事業が適用されれば丹後中央病院でかかる
外来・入院費用の**一部または全額**が免除されます。
再び自立した生活を送れるよう支援するため、定期的
に生活状況の聞き取りをさせていただく事もあります
のでご了承ください。